

町内会法人化の手引

も く じ

最終改正 令和6年3月

1	法律の趣旨	1
2	認可の対象となる町内会(認可要件)	1
3	認可申請をするための手続き	2
4	認可の申請及び法人格の取得	4
5	認可されたときの告示	4
6	証明書の交付及び台帳の閲覧	5
7	認可を受けた町内会の性格	5
8	認可を受けた町内会の事務	5
9	告示事項の変更届	8
10	規約変更の認可申請	9
11	認可の取消と解散	9
12	認可地縁団体の合併	11
13	合併の認可の取消	16
14	認可地縁団体の印鑑登録	16
15	その他	17
16	資料	19
	申請書等の様式及び記入例	19
	町内会規約作成例	33
	地方自治法及び同法施行規則の関係条文	38

1 法律の趣旨

これまでは、町内会が所有する集会施設などの財産については、町内会が法人格を持っていなかったことから、会長や役員の方々などの個人、又は、共有の名義で登記されている場合が多くありました。

このため、個人名義で登記されている場合、登記名義人個人の財産と団体の財産とを混同して処分したり、登記名義人の債権者が団体の財産を差押えたり、又は、共有名義になっている場合には、相続登記が困難なことなど、様々な問題が生じることがありました。

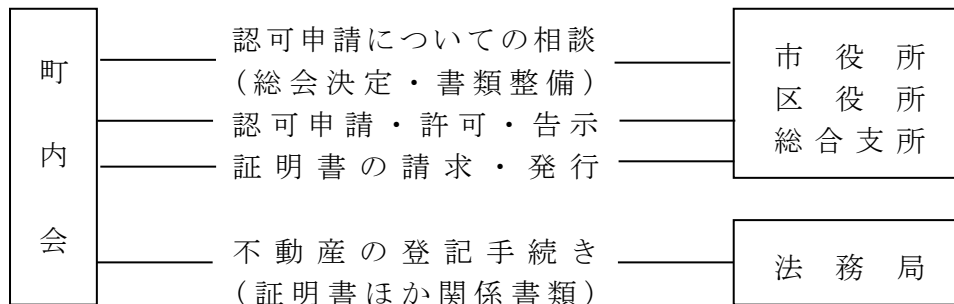
こうした事態を改善するため、地方自治法の一部が平成3年に改正され、集会施設等の財産を保有する町内会については、一定の要件に該当すれば、市町村長の認可を受け、法人格を取得して、町内会名義で不動産登記ができるようになりました。

さらに、令和3年の地方自治法一部改正において認可要件が見直され、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるようになりました。

※ 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の条文

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

〔(不動産を保有する場合)町内会名義での不動産登記までの手続き〕



※ 認可申請手続きは各区役所・総合支所まちづくり推進課で取り扱い、認可・告示・証明事務は市民局地域政策課で取り扱います。

2 認可の対象となる町内会(認可要件)

次の4つの要件を満たしている町内会が認可の対象になります。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に役立つ、地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていること。
 - ・ 町内会の活動実績は、少なくとも1年以上あることが必要です。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかに定められていること。
 - ・ 「区域」は、町内会の区域の現況によります。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
 - ・ 構成員になることができる方は、年齢、性別、国籍等に関係なく、その区域に住所を有する個人です。「世帯」を構成員にすることは、認められておりません。
 - ・ 区域内にある法人は、構成員となることはできませんが、賛助会員等になることはできます。

- ・「相当数の者が現に構成員となっていること」とは、一般的には、その区域の住民の過半数が構成員となっている場合をいいます。

(4) 規約を定めていること。

- ・規約に定める必要事項は、3の(1)を参照ください。

3 認可申請をするための手続き

(1) 規約の整備

規約は、一般の法人でいう定款にあたるものです。

認可申請を行うためには、地方自治法に規定する内容が盛り込まれた規約の定めが必要です。

地方自治法第 260 条の2第3項には、「規約」の中に規定する事項として次の8項目が掲げられております。

① 目的

- ・活動内容を盛り込み、活動目的が具体的に分かるように定めます。
- ・活動目的は、2 認可要件(1)に掲げる目的に適合する内容であることが必要です。

[事前相談のおすすめ]

地縁による団体として認可を受けるには、前記2の(3)のとおり、その区域に住所を有する個人が会員(構成員)になる必要があります。現在、多くの町内会で行っている世帯主を会員として町内会を運営する方法とは異なり、改めて規約を定めることとなります。

このように、認可申請には新たな準備が必要となりますので、認可申請を考えている町内会においては、具体的な準備に入る前に所在する区又は総合支所の相談窓口へお越しください。

○相談窓口

- ・青葉区まちづくり推進課(TEL225-7211)
- ・宮城総合支所まちづくり推進課(TEL392-2111)
- ・宮城野区まちづくり推進課(TEL291-2111)
- ・若林区まちづくり推進課(TEL282-1111)
- ・太白区まちづくり推進課(TEL247-1111)
- ・秋保総合支所まちづくり推進課(TEL399-2111)
- ・泉区まちづくり推進課(TEL372-3111)
- ・市民局地域政策課(TEL214-6129)

② 名称

これまで使用してきた町内会の名称でかまいません。

③ 区域

- ・町内会活動の基盤となっている区域を表記します。
- ・「○区○町○丁目全域」とか「○区○町○丁目○番から×丁目×番の区域」という表現が考えられます。

④ 主たる事務所の所在地

- ・認可を受ける町内会の住所となるもので、主たる事務所1か所について定めます。
- ・主たる事務所の所在地は、代表者の住所地でも、集会施設の所在地でもかまいません。また、規約での規定の仕方も「会長宅に置く」と規定することも可能です。

- ⑤ 構成員の資格に関する事項
 - ・ 区域に住所を有する個人がすべて構成員となり得ること及び正当な理由がない限り区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことを、必ず定める必要があります。
 - ・ 加入、脱退の手続きについても定めておきます。
- ⑥ 代表者に関する事項
 - ・ 代表者(1名)の選出方法、任期、代表者の権限、代表者に委任する事務等について定めます。
 - ・ 代表者の権限、代表者の権限に加える制限等に関しては、地方自治法(260条の5～260条の10)に規定されております。
- ⑦ 会議に関する事項
 - ・ 通常総会、臨時総会の招集方法、議決方法、議決事項などを定めます。
 - ・ 通常総会、臨時総会の招集や議決等についても地方自治法(260条の13～260条の19)に規定されております。
- ⑧ 資産に関する事項
 - ・ 資産の構成、会費の納入、経費の支弁等及びこれらの管理方法等を定めてください。
 - ・ 「資産の構成」については、例えば、「資産の構成は別に定める資産目録による」と規定することも可能です。

- ※ ア 規約の名称には、特に制限はありませんので、「〇〇会規約」のほか「〇〇会則」や「〇〇規程」等の名称でも結構です。
- イ 規約に、上記8項目以外の事項(町内会で必要とする事項)を定めることはかまいません。
- ウ 一般的に考えられる規約例を24ページに掲載しておりますので参照ください。

(2) 総会の開催

認可の申請は、あくまでも町内会の自主的な判断により行われるものです。

申請することを町内会として意思決定するためには、総会での議決が必要です。この総会は、これまでにある規約の規定に基づいて開催します。また、この総会では、認可申請をする旨の決定のほか、認可要件を満たす規約の決定、構成員の確定、代表者の決定、不動産等の資産の確定など申請書類作成に必要な事項の決定をしてください。

なお、認可申請をする旨を決定する総会を開催後、再度後日に総会を開催し、認可要件を満たす規約の決定等を行うことも可能です。

総会の内容は、議事録として記録しておきます。

(3) 認可申請書類

認可の申請のために必要な書類は、次のとおりです。

- ① 認可申請書(地縁による団体の認可申請書(様式1))
- ② 認可申請書に添付する書類

ア 規約

前記3の(1)の必要事項を定めたものです。

イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨決定した総会の資料や議事録「3の(2)を参照」の写しで、議事録は議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものです。

※ 議事録の写しについて、町内会の規約上署名・押印の定めがある場合は、その方法に従って提出してください。

ウ 構成員の名簿

構成員全員の住所・氏名を記載したものです。

エ 良好な地域社会の維持及び形成に役立つ、地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(活動状況を示す書類)

総会に提出された事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等です。

オ 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるものと、申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書で申請者本人の署名又は記名押印のあるもの(様式2)をいいます。

※ 議事録の写しについて、町内会の規約上署名・押印の定めがある場合は、その方法に従って提出してください。

カ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)を記載した書類(様式3)

※ 「職務執行の停止」及び「職務代行者の選任」は、民事保全法に基づき行われたものです。

キ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)を記載した書類(様式4)

※ 「代理人」は、地方自治法第 260 条の 8 の代理人と第 260 条の 10 の特別代理人の両方を含みます。

※ 認可地縁団体の印鑑登録を行う場合、印鑑登録の申請や印鑑登録証明書の交付申請は、認可地縁団体の代表者等または代理人しか行うことができませんので、必要な場合は代理人を選任しておきます。(認可地縁団体の印鑑登録については、12を参照ください)

ク 区域を表示した地図

町内会の区域及びその番地が分かるように地図に赤線等で表示したものです。

4 認可の申請及び法人格の取得

申請書及び申請書に添付する書類が整いましたら、町内会の事務所の所在する区役所・総合支所まちづくり推進課に提出してください。

提出された申請書類によって、2 認可要件を満たしているかどうかの審査をします。

認可要件を満たしていれば認可し、その旨を代表者に、申請のあった日から 30 日(閉庁日を除く)以内に通知し、併せて告示を行い、台帳に登載いたします。

これによって、申請された町内会は、法人格を持つことになります。

5 認可されたときの告示

認可されたときは、市長は、次の事項について遅滞なく告示します。

この告示は、法人登記に代わるものです。

- ① 名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

⑨ 認可年月日

6 証明書の交付及び台帳の閲覧

一般の法人については、法務局において法人登記を行い、取引の安全に寄与するため誰にでも、その登記簿の閲覧を認めるとともに、謄・抄本の交付も行っています。

認可を受けた町内会についてもこれと同様に、市町村において、法人登記簿に代わる告示事項を記載した証明書の交付や台帳の閲覧を行うことができます。

(1) 申込み場所

証明書交付申請や台帳の閲覧は、市民局市民活躍推進部地域政策課に行います。

※ 証明書の発行は、申請のあった日から3日（閉庁日を除く）以内に行います。

(2) 手数料の納入

証明書及び台帳の閲覧の発行について、それぞれ1件あたり 300 円の手数料が必要です。

なお、郵送により証明書の交付を申請する場合は、発行手数料のほか返送用切手を貼付した封筒を同封してください。

7 認可を受けた町内会の性格

(1) 法律上の権利、義務の主体となることができ、法人格を有します。

(2) 不動産登記を町内会名義で行うことができます。なお、この際認可を受けた町内会である旨の証明書(前記6)が必要になります。

(不動産登記の手続き等については、法務局に問い合わせるか、各区役所で行っている無料登記相談をご利用ください。)

(3) 認可を受けた町内会については、町内会の業務について市から監督や検査を受けることはなく、市との関係は、認可の前後で何ら変わりありません。従前どおり、町内会活動は、住民により自発的に行われます。

8 認可を受けた町内会の事務

(1) 財産目録の作成と備置き(地方自治法第 260 条の4第1項)

認可を受けるとき及び毎年始めの3か月内(ただし、事業年度を設けるものは、その年度の終わりに)に財産目録を作り、常に事務所に備え置いてください。

(2) 構成員名簿の作成と備置き(地方自治法第 260 条の4第2項)

構成員名簿を備置き、構成員の変更のあるごとに訂正しておいてください。

(3) 通常総会の開催(地方自治法第 260 条の 13、第 260 条の 15、第 260 条の 16 及び第 260 条の 17)

① 代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開いてください。

② 総会の招集は、少なくとも5日前に、その会議の目的たる事項を示し、規約に定めた方法に従って行ってください。

③ 認可を受けた町内会の事務は、規約をもって代表者その他の役員に委任したものを除いて、すべて総会の決議によって行います。

④ 総会においては、規約に別段の定めあるときを除いて、あらかじめ通知した事項についてのみ決議をすることができます。

※総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議をする場合(総会の開催の省略)

認可地縁団体の総会は、団体の意思決定を行う最高機関であり、本来、少なくとも年1回以上開催されるべきとされていますが、令和4年の地方自治法一部改正において、総会を開催せずに書面又は電磁的方法により決議することも可能となりました。

(電磁的方法とは、電子メール、Web サイト、アプリケーション等を利用した方法、磁気ディスク等に記録して当該ディスクを交付する方法等になります。)

具体的な方法は次の2種類です。

《方法1》(地方自治法第260条の19の2第1項)

● 構成員全員に対して、本来は総会で決議すべき事項について、書面又は電磁的方法による決議を行うことについて確認する。

[電磁的方法による決議に係る構成員の承諾に関する注意点]

- 電磁的方法による決議の場合は、あらかじめ、構成員に対して、実際に送信者が使用する電磁的方法の種類や内容を示した上で、決議を行って良いか確認する必要があります。
- 添付ファイルを使用する場合、使用ソフトの形式やバージョン等も示す必要があります。
- 電磁的方法による決議を行うことについては、構成員から書面または電磁的方法により承諾を得る必要があります。

→ **【構成員全員から承諾を得られた場合】**

総会を開催せずに、書面又は電磁的方法により、決議事項についての決議を行う。(議決の要件は規約に則ってください。)

[電磁的方法による決議に関する注意点]

- 構成員全員から電磁的方法による決議について承諾を得た後、電磁的方法による決議を拒む旨の申出(書面または電磁的方法による申出)が、構成員の全部または一部からあった場合は、本来は総会で決議すべき事項については、電磁的方法で決議することができなくなります。
- ただし、電磁的方法による決議を拒む申出をしたすべての構成員が、再度、電磁的方法による決議について承諾した場合はこの限りではありません。

→ **【構成員のうち1名でも承諾しなかった場合】**

書面または電磁的方法による決議は行わず、通常どおり総会を開催して討議する。

《方法2》(地方自治法第260条の19の2第2項)

● 本来は総会で決議すべき事項について、構成員全員から書面又は電磁的方法による合意があることを確認する。

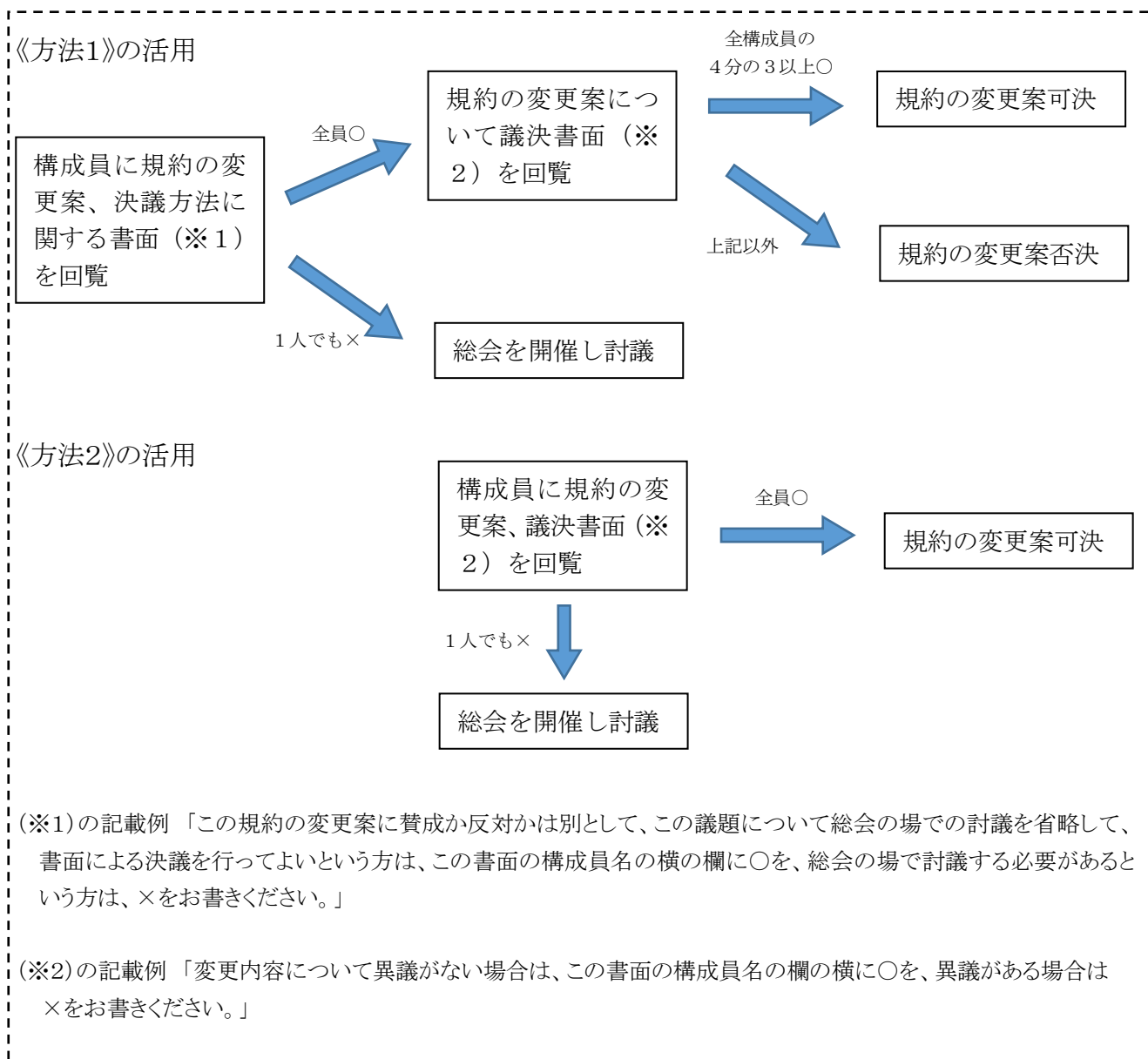
→ **【決議すべき事項について構成員全員から賛成の意思を確認した場合】**

当該決議事項については可決されたとみなす。

→ **【決議すべき事項について構成員のうち1名でも反対の意思があった場合】**

書面または電磁的方法による決議は行わず、通常どおり総会を開催して討議する。

〔参考〕書面による決議を行う場合のフローチャート



< 注意点 >

- ① 《方法1》については、構成員の意思を計2回確認する必要がありますが、通常の決議要件が適用されるため、必ずしも決議事項について構成員全員の賛成がなくとも可決することができます。《方法2》については、構成員の意思の確認は1回で足りませんが、決議事項について構成員全員の賛成がなければ可決することができません。
- ② 《方法1》及び《方法2》のどちらについても、個々の決議事項についてその議案(何について決議を行うのか)を提示して承諾又は合意を得る必要があることから、あらかじめ決議全般について包括的に承諾又は合意を得ることはできません。
- ③ オンラインを活用した総会の開催についても可能です。ただし、全ての構成員が総会への出席の機会を失わないように配慮する必要があることから、パソコン等を所持していない、又はその操作が困難な構成員や、物理的な会場での総会への出席を希望する構成員が1名でもいる場合は、オンライン形式のみでの総会ではなく、物理的な会場での開催またはハイブリッド（物理的な会場＋オンライン会議）を採用する必要があります。

(4) その他(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第78条準用)

代表者その他の代理人がその職務を行うについて、他人に加えた損害を賠償する責任があります。

9 告示事項の変更届

(1) 告示事項変更の届け出

告示された事項(前記5の①～⑧)に変更があった場合、認可を受けた町内会の代表者は、告示事項変更届書(様式5)に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて、区役所・総合支所まちづくり推進課に届け出てください。

変更があった旨を証する書類とは、次の各号の事項が変更した場合に、それぞれに掲げる書類をいいます。

① 名称

法第260条の3第2項に基づく市長の認可を受けた規約の写し

② 規約に定める目的

同上

③ 区域

同上

④ 主たる事務所

同上

⑤ 代表者の氏名及び住所

変更後の代表者を選出した総会の資料や議事録の写しで、議事録は議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。また、変更後の代表者が代表者となることを受諾した旨を記載した承諾書で、変更後の代表者本人の署名又は記名押印のあるもの。(様式2)

※ 議事録の写しについて、町内会の規約上署名・押印の定めがある場合は、その方法に従って提出してください。

※ その他、代表者本人は変更とならなくても、その住所又は氏名に変更があった場合に住民票の写しが必要となることもありますので、区役所・総合支所まちづくり推進課にご相談ください。

⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

裁判所が出した当該仮処分命令の写し

⑦ 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)

変更届出書に代理人の住所、氏名及び委任事項についての記入があれば、変更届出書のみ提出で構いません。

⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

法第260条の3第2項に基づく市長の認可を受けた規約の写し

※ 住居表示が実施された場合は、告示事項のうち、区域、事務所の所在地及び代表者の住所の変更手続きが必要となりますのでご注意ください。また、告示事項の変更と併せて、規約の変更を行う必要がありますので、「10 規約変更の認可申請」についてもご確認ください。

(2) 告示事項変更の告示及び台帳の変更

告示事項の変更届に基づき変更事項について、市長は、告示すると同時に台帳の記載事項も変更します。

市長の変更の告示が行われないと、変更したことの効力がないため、第三者に対して対抗できません。

10 規約変更の認可申請

(1) 規約の変更と効力(地方自治法第 260 条の3)

認可を受けた町内会は、規約に別段の定めがあるときを除き、総構成員の4分の3以上の同意を得て規約を変更することができます。

但し、規約の変更は、市長の認可を受けて効力を生じることになります。

(2) 規約変更の認可申請

規約を変更したときは、規約変更認可申請書(様式6)に、次の書類を添付して申請してください。(申請場所は、前記9の(1)に同じ)

① 規約変更の内容及び理由を記載した書類

② 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(総会資料、議長及び議事録署名人が署名又は記名押印した議事録の写し)

※ 議事録の写しについて、町内会の規約上署名・押印の定めがある場合は、その方法に従って提出してください。

※ 変更後の規約が、地方自治法第 260 条の2第3項に規定する、規約に定める必要事項(3の(1))を参照)の確認し、不適切な事項の定めがないかを審査します。

※ 規約変更の認可、不認可の決定及びその通知は、申請のあった日から7日(閉庁日を除く)以内に行います。

(3) 規約の変更が告示事項の変更を伴う場合

規約の変更が告示事項の変更を伴う場合は、規約の変更の認可後、告示事項の変更届が必要です。

11 認可の取消と解散

(1) 取消

市長は、認可を受けた町内会が認可要件のいずれかを欠くこととなったとき又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができます。

(2) 解散等

① 次の事由によって解散します。(地方自治法第 260 条の 20、第 260 条の 21)

ア 規約の定める解散事由の発生

イ 破産

ウ 認可の取消

エ 規約に別段の定めある場合を除いて、総構成員の4分の3以上の承諾のある総会の決議

オ 構成員の欠亡

カ 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)

② 解散及び清算や破産については、地方自治法第 260 条の 22 から第 260 条の 33 が適用されます。なお、解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは引き続き存続することになります。

(3) 総会の開催

認可地縁団体は総会の決議により解散することができます。その場合、規約により別段の定めがあるときを除き、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることはできません。

また、この総会では、解散する旨の決定のほか、清算人の選任、残余財産の帰属先など、解散を行うために必要な事項の決定を行います。

総会の内容は、議事録として記録しておきます。

(4) 清算人

認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除いて、代表者がその清算人となります。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、その者が清算人となります。

なお、清算人は以下の職務を行います。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し

(5) 解散の届出

認可地縁団体を解散することとなった場合、当該団体の代表者は、認可地縁団体解散届出書(様式 18)に、下記の書類を添えて届け出てください。(届出場所は、前記9の(1)に同じ)

なお、破産による解散の場合は、代表者は直ちに裁判所へ破産手続開始の申し立てをしなければなりません。

① 総会の決議による解散の場合

解散を決議した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。

※ 議事録の写しについて、町内会の規約上署名・押印の定めがある場合は、その方法に従って提出してください。

② 上記以外による解散の場合

解散する事由が確認できる書類。

(6) 解散の告示及び台帳への登載

解散の届出に基づき、市長は、次の事項について遅滞なく告示すると同時に台帳への登載も行います。

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人の氏名及び住所
- ⑤ 解散事由
- ⑥ 解散年月日

(7) 債権の届出の催告等

認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく公告を行い、債権者に対して、2か月以上の一定の期間内に債権の請求の申し出を行うべき旨の催告をしなければなりません。なお、その公告は官報に掲載することにより行わなければなりません。

(8) 残余財産の帰属

解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属しますが、規約で権利の帰属すべき者やその指定方法を定めていなかった場合は、総会の決議を経て、認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができます。

ただし、その場合は市長の認可が必要となりますので、残余財産処分認可申請書(様式 21)に、次の書類を添付して申請してください。(申請場所は、前記9の(1)に同じ)

- ① 財産目録
- ② 残余財産処分方法書
- ③ 残余財産の帰属者の同意書
- ④ 財産の処分方法を決議した総会の議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの

※ 議事録の写しについて、町内会の規約上署名・押印の定めがある場合は、その方法に従って提出してください。

(9) 清算終了の届出

解散した認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、認可地縁団体清算終了届出書(様式 23)により届け出てください。(届出場所は、前記9の(1)に同じ)

(10) 清算終了の告示及び台帳への登載

清算終了の届出に基づき、市長は、次の事項について遅滞なく告示すると同時に台帳への登載も行います。

- ① 名称
- ② 区域
- ③ 主たる事務所
- ④ 清算人の氏名及び住所
- ⑤ 清算終了年月日

12 認可地縁団体の合併

認可地縁団体は、同一市内の他の認可地縁団体と合併することができます。合併に係る手続きについては、以下のとおりです。

(1) 総会の開催(地方自治法第 260 条の 39 第1項から第3項)

合併することを認可地縁団体として意思決定するためには、総会での決議を経なければなりません。規約に別段の定めがあるときを除き、総構成員の4分の3以上の同意を得て、合併することができます。

ただし、認可地縁団体の合併は、市長の認可を受けて効力を生じることになります(告示後)。

(2) 合併の対象となる認可地縁団体(合併認可要件)(地方自治法第 260 条の 39 第4項)

次の4つの要件を満たしている認可地縁団体が、合併の対象になります。

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に役立つ、地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていると認められること。
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかに定められていること。
- ③ その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- ④ 規約を定めていること。

(3) 合併認可申請書類

合併の認可の申請のために必要な書類は、以下のとおりです。

- ① 合併認可申請書(認可地縁団体の合併の認可申請書(様式 26))
- ② 合併認可申請書に添付する書類

ア 合併後の認可地縁団体の規約

合併後の認可地縁団体の規約として、前記3の(1)の必要事項を定めたものです。

イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

合併の認可を申請する旨決定した総会の資料や議事録(3の(2)を参照)の写しで、議事録については議長及び議事録署名人の署名又は記名押印のあるもの。

※ 議事録の写しについて、町内会の規約上署名・押印の定めがある場合は、その方法に従って提出してください。

ウ 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿

構成員全員の住所・氏名を記載したものです。

エ 良好な地域社会の維持及び形成に役立つ、地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して、その目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類(活動状況を示す書類)

総会に提出された事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等です。なお、合併認可申請の時点で、合併しようとする各認可地縁団体が、「合併後の認可地縁団体において地域的な共同活動を行うための準備行為等」を協働して行っていることが客観的に明らかになっている必要があります。

(例:合併しようとする認可地縁団体同士が、合併に向けて合同で打合せを行っている、合併しようとする認可地縁団体が、合併を見据えて、実際に将来的に共に行う地域的な共同活動(地域清掃等)を合同で実施している)

オ 合併しようとする各認可地縁団体の規約

合併しようとする各認可地縁団体それぞれの規約です。

カ 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

「地縁による団体の代表者の承諾書」(様式2)に申請者本人の署名又は記名押印のあるものをいいます。基本的には、各認可地縁団体からすでに直近で提出されているものを市で確認し、12(3)①の申請者と相違ないかを確認します。

キ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)を記載した書類(様式3)

※「職務執行の停止」及び「職務代行者の選任」は、民事保全法に基づき行われたものです。

ク 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)を記載した書類(様式4)

※「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人と第260条の10の特別代理人の両方を含みます。

※認可地縁団体の印鑑登録を行う場合、印鑑登録の申請や印鑑登録証明書の交付申請は、認可地縁団体の代表者等または代理人しか行うことができませんので、必要な場合は代理人を選任しておきます(認可地縁団体の印鑑登録については、14を参照ください)。

ケ 区域を表示した地図

町内会の区域及びその番地が分かるように地図に赤線等で表示したものです。

(4) 合併の認可の申請

申請書及び申請書に添付する書類が整いましたら、町内会の事務所の所在する区役所・総合支所まちづくり推進課に提出してください。

提出された申請書類によって、12(2)合併認可要件を満たしているかどうかの審査をします。

合併認可要件を満たしていれば認可し、その旨を代表者に、申請のあった日から30日(閉庁日を除く)以内に通知します。なお、この時点では合併の効力は発生していませんのでご注意ください。

(5) 合併の認可を受けた後の事務

① 財産目録の作成と備置き(地方自治法第260条の40第1項)

合併の認可の通知があった日から2週間以内に、財産目録を作り、債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、常に事務所に備え置いてください。

② 合併の異議の催告等(地方自治法第260条の40第2項、第260条の41第1項及び第2項)

合併の認可の通知があった日から2週間以内に、債権者に対して、合併に異議があれば2か月以上の一定の期間内に述べるべき旨の公告をしなければならず、判明している債権者に対しては、各別に催告をしなければなりません(債権者保護手続)。

債権者が期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなします。なお、債権者が異議を述べたときは、弁済し、もしくは相当の担保を供し、またはその債権者に弁済を受けさせることを目的として、信託会社もしくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません(合併しても、その債権者を害するおそれがないときを除く)。

③ 債権者保護手続終了の届出(地方自治法第 260 条 41 第3項)

上記①及び②の手続が終了した場合には、共同で、遅滞なく、その旨を「合併に係る債権者保護手続終了届出書」(様式 28)にて市長に届け出てください。

④ 合併による認可地縁団体の設立に関する事務(地方自治法第 260 条の 42)

合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成等の設立に関する事務を、各認可地縁団体において選任した者が共同で行う必要があります。

⑤ 合併により消滅した認可地縁団体の権利義務(地方自治法第 260 条の 43)

合併後に存続する認可地縁団体、または、合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務を承継します。権利義務には、当該地縁団体が行う活動に関して行政庁の認可やその他の処分に基づいて有する権利義務を含みます。

(6) 合併の認可の告示(地方自治法第 260 条の 44)

12(5)③の届出があったときは、市長は、合併について認可した旨及び次の事項について遅滞なく告示を行い、台帳に登載いたします。認可地縁団体の合併は、告示によってその効力が生じます。また、合併により設立した団体は、告示された日に認可地縁団体になったとみなします。合併後存続する認可地縁団体に関する従前の告示は、その効力を失います。

① 合併後の認可地縁団体の名称

② 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

③ 合併後の認可地縁団体の区域

④ 合併後の認可地縁団体の主たる事務所

⑤ 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

⑥ 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

⑦ 合併後の認可地縁団体の代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)

⑧ 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

⑨ 地方自治法第 260 条の 39 第3項の認可の年月日

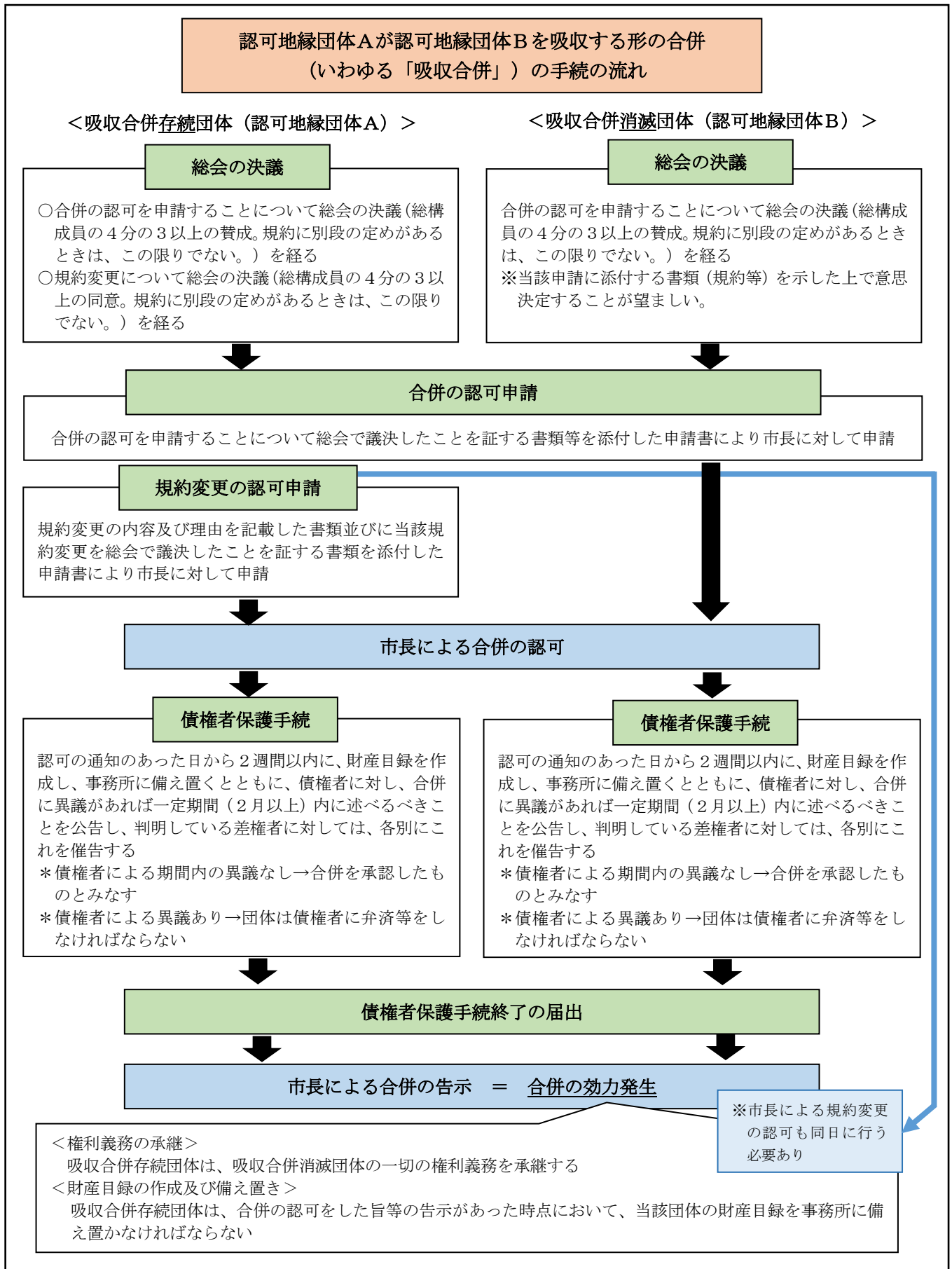
⑩ 合併前の各認可地縁団体の名称

⑪ 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

なお、合併の認可を受けるとき及び毎年始めの3か月内(ただし、事業年度を設けるものは、その年度の終わりに)に財産目録を作り、常に事務所に備え置いてください。

※認可地縁団体同士の合併には、いわゆる「吸収合併」と「新規合併」が想定されることから、次ページに手続の流れについてフロー図を掲載しておりますので、ご参照ください。

[参考]フロー図



認可地縁団体Aと認可地縁団体Bが合併して認可地縁団体Cを
 設立する形の合併（いわゆる「新設合併」）の手続の流れ

<新設合併消滅団体（認可地縁団体A）>

<新設合併消滅団体（認可地縁団体B）>

◎規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。（選任方法は任意）

総会の決議

合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る
 ※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定することが望ましい。

総会の決議

合併の認可を申請することについて総会の決議（総構成員の4分の3以上の賛成。規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。）を経る
 ※当該申請に添付する書類（規約等）を示した上で意思決定することが望ましい。

合併の認可申請

合併の認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類等を添付した申請書により市長に対して申請

市長による合併の認可

債権者保護手続

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している差権者に対しては、各別にこれを催告する
 ＊債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
 ＊債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続

認可の通知のあった日から2週間以内に、財産目録を作成し、事務所に備え置くとともに、債権者に対し、合併に異議があれば一定期間（2月以上）内に述べるべきことを公告し、判明している差権者に対しては、各別にこれを催告する
 ＊債権者による期間内の異議なし→合併を承認したものとみなす
 ＊債権者による異議あり→団体は債権者に弁済等を行わなければならない

債権者保護手続終了の届出

市長による合併の告示 = 合併の効力発生

<権利義務の承継>

新設合併設立団体は、新設合併消滅団体の一切の権利義務を承継する

<財産目録の作成及び備え置き>

新設合併設立団体は、合併の認可をした旨等の告示があった時点において、当該団体の財産目録を事務所に備え置かなければならない

13 合併の認可の取消

- (1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、合併の認可を取り消すことができます。
 - ① 合併の認可をした日から6か月を経過しても、市長に 12(5)③の届出がないとき
 - ② 不正な手段により合併の認可を受けたとき
- (2) 12(5)の告示後に、13(1)②により合併の認可が取り消されたときは、合併した認可地縁団体は、合併の効力が生じた日の後に、合併後存続した認可地縁団体または合併により設立した認可地縁団体が負担した債務を連帯して弁済する責任を負います。
- (3) 合併の効力が生じた日の後に、合併後存続した認可地縁団体または合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、合併した認可地縁団体の共有に属します。
- (4) 各認可地縁団体の債務の負担部分、及び財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によって定めます。

14 認可地縁団体の印鑑登録

認可地縁団体は、不動産の登記などで印鑑登録証明書が必要なとき、印鑑登録を行うことができます。

印鑑登録や証明書交付等に係る手続きについては以下のとおりです。

(1) 印鑑登録手続き

① 登録の資格

認可地縁団体に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)を登録することができるのは、認可地縁団体の代表者となります。

ただし、次のいずれかに該当する者が選任されている場合は、いずれかの該当者が登録することが可能です。

ア 地方自治法施行規則第 19 条第1項第1号へに規定する職務代理者

イ 地方自治法第 260 条の9に規定する仮代表者

ウ 地方自治法第 260 条の 10 に規定する特別代理人

エ 地方自治法第 260 条の 24 に規定する清算人

② 印鑑の制限

登録することができる認可地縁団体印鑑は、1団体1個となります。

なお、次のいずれかに該当する認可地縁団体印鑑は、登録することができません。

ア 認可地縁団体の名称又は当該認可地縁団体において登録資格を有する者の氏名、氏若しくは名若しくは氏及び名の各一部を組み合わせたもので表していないもの

イ 認可地縁団体において登録資格を有する者の当該登録資格以外の資格、職業その他当該登録資格を有する者の氏名以外の事項を表しているもの

ウ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

エ 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ 30 ミリメートルの正方形に収まらないもの

オ 印影を鮮明に表しにくいもの

カ その他市長が登録を受ける印鑑として適当でないと認めるもの

③ 登録の申請

認可地縁団体印鑑の登録申請は、認可地縁団体の印鑑の登録をしようとする者(以下「登録申請者」という。)が、登録を受けようとする印鑑を提示して市民局市民活躍推進部地域政策課に自ら行います。

登録の申請に必要な書類は次のとおりです。

ア 認可地縁団体印鑑登録申請書(印鑑様式1)

イ 登録申請者の個人印鑑の印鑑登録証明書

(2) 印鑑登録証明書発行

認可地縁団体印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)が、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に登録している印鑑を押印して、市民局市民活躍推進部地域政策課に自らその旨を申請します。

※ 証明書の発行には、1通につき300円の手数料が必要です。

(3) 印鑑登録廃止手続き

① 印鑑の登録を廃止する場合

印鑑登録者が、認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとする場合は、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に登録している印鑑を押印して、市民局市民活躍推進部地域政策課に自らその旨を申請します。

② 印鑑を亡失した場合

印鑑登録者が、登録を受けている印鑑を紛失したときには、認可地縁団体印鑑登録廃止申請書に、印鑑登録者個人の印鑑を押印し、個人印鑑の印鑑登録証明書を添えて速やかに市民局市民活躍推進部地域政策課に自ら申請します。

(4) 印鑑登録の抹消について

① 登録抹消の事由

市長は、次のいずれかに該当する場合は、認可地縁団体印鑑の登録を抹消します。

ア 印鑑登録廃止の申請があった場合

イ 認可地縁団体が解散した場合

ウ 認可地縁団体の名称変更又は登録資格を有する者の氏名の変更により認可地縁団体印鑑として適当でないと認められた場合

エ その他市長が必要と認めた場合

② 登録抹消の通知

市長は、上記のウ又はエの事由により登録を抹消した場合は、その旨を印鑑登録者に通知します。

(5) 代理人による申請について

印鑑登録、印鑑登録証明書発行、印鑑登録の廃止、印鑑の亡失の各申請を行おうとする者が、やむを得ない事由により自ら行うことができないときは、地方自治法施行規則第19条第1項第1号に規定する代理人により行うことができます。

※ 上記代理人については、事前に告示されている必要があります。

※ 代理人が申請を行う場合は、委任状が必要となります。

15 その他

(1) 認可を受けた地縁による団体の課税について

① 国税

イ 法人税

収益事業を行う場合には課税されます。

ロ 登録免許税

課税されます。

② 県税

イ 法人県民税

収益事業を行う場合には課税されます。

ロ 法人事業税

収益事業を行う場合には課税されます。

ハ 不動産取得税

認可申請時、既に町内会が所有していた不動産を単に町内会名義に登記をした場合は課税の対象にはなりません。

認可申請前に町内会が新たに不動産を取得した場合または、認可を受けた後、新たに不動産を取得した場合は課税対象

※ 本来の事業の用に供するための不動産の取得等の場合は非課税

③ 市税

イ 法人市民税

収益事業を行う場合には課税されます。

ロ 固定資産税

町内会名義で不動産登記された土地・家屋のうち、次のものは課税されません。

(ア) 専ら広く地域の集会の用に供する家屋及びその敷地

(イ) 本市の承認を受けて設置したちびっ子広場の用に供する土地

※ 詳しくは、各課税機関にお問い合わせください。

16 資料

[申請書等の様式及び記入例]

様式 1(記入例)

○年 ○月 ○日

(あて先) 仙台市長

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○町内会

所 在 地 仙台市○○区○○町1丁目1番1号

代表者の氏名及び住所

氏 名 青 葉 一 郎

住 所 仙台市○○区○○町2丁目3番8号

地縁による団体の認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)を記載した書類
- 7 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)を記載した書類
- 8 区域を表示した地図

様式 2(記入例)

地縁による団体の代表者の承諾書

地縁による団体の名称

〇〇〇町内会

地縁による団体の主たる事務所の所在地

仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号

上記の地縁による団体の代表者となることを承諾しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 仙台市〇〇区〇〇町二丁目3番4号

氏 名 〇〇〇 〇〇〇

様式 3(記入例)

代表者の職務執行停止の有無、職務代行者選任の有無

地縁による団体の名称

〇〇〇 町内会

代表者名

〇〇〇 〇〇〇

1 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

(1) 有

(2) 無

2 裁判所による代表者の職務代行者選任の有無

(1) 有……………職務代行者選任有りの場合
職務代行者

氏名

住所

(2) 無

※ 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者選任は、裁判所において民事保全法第 24 条(仮処分の方法)により、仮処分命令の申立ての目的を達するために行う処分です。該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

様式 4(記入例)

代理人の有無	
	地縁による団体の名称 ○○○ 町内会 -----
	代表者名 ○○○ ○○○ -----
1	代理人の有無
(1)	有 代理人有りの場合 代理人
	氏名 -----
	住所 -----
(2)	無

※ 「代理人」は、地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいいます。

該当のない団体は、「無」の番号に○印をしてください。

様式 5 (記入例:代表者変更の場合)

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙 台 市 長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 〇〇〇町内会
所 在 地 仙台市〇〇区〇〇町一丁目 2 番 3 号
代表者の氏名及び住所
氏 名 宮城野 二郎
住 所 仙台市〇〇区〇〇町二丁目3番4号

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

(1) 変更事項 代表者の変更

(2) 変更内容

ア 新代表者	氏名	宮城野 二郎
	住所	仙台市〇〇区〇〇町二丁目3番4号
イ 旧代表者	氏名	青葉 一郎
	住所	仙台市〇〇区〇〇町三丁目4番5号

2 変更年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

規約で定める任期満了に伴い改選の結果、代表者が変更になったものである。

様式 6(記入例)

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙 台 市 長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 〇〇〇町内会
所 在 地 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号
代表者の氏名及び住所
氏 名 宮城野 二郎
住 所 仙台市〇〇区〇〇町二丁目3番4号

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙 台 市 長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称 〇〇〇町内会

所在地 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号

代表者の氏名及び住所

氏 名 宮城野 二郎

住 所 仙台市〇〇区〇〇町二丁目3番4号

認可地縁団体解散届出書

地方自治法第260条の20の規定により解散することになったので、必要書類を添えて届け出ます。

記

- 1 解散の事由 〇〇〇〇〇〇〇〇のため
- 2 解散の年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- 3 清算人の住所及び氏名 仙台市〇〇区〇〇町三丁目4番5号 若林 三郎
- 4 財産の帰属 (地方自治法第260条の31第2項の規定による市長の認可の要否)
- 5 添付書類
解散を総会で決議したことを証する書類

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙 台 市 長

認可地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇町内会

所在地 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号

清算人の氏名及び住所

氏 名 若林 三郎

住 所 仙台市〇〇区〇〇町三丁目4番5号

残余財産処分認可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日に解散の届出をした、当団体は、地方自治法第260条の31第2項の規定により、残余財産の処分について認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

記

- 1 財産目録
- 2 残余財産処分方法書
- 3 残余財産の帰属者の同意書
- 4 残余財産の処分について総会で決議したことを証する書類

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙 台 市 長

認可地縁団体の名称及び事務所の所在地

名 称 〇〇〇町内会

所在地 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号

清算人の氏名及び住所

氏 名 若林 三郎

住 所 仙台市〇〇区〇〇町三丁目4番5号

認可地縁団体清算終了届出書

〇〇年〇〇月〇〇日に解散の届出をした、当団体は、〇〇年〇〇月〇〇日に清算が終了しましたので、地方自治法第260条の33の規定により届け出ます。

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙 台 市 長

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇町内会

所在地 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号

代表者の氏名及び住所

氏 名 太白 四郎

住 所 仙台市〇〇区〇〇町二丁目3番4号

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇〇自治会

所在地 仙台市〇〇区〇〇町三丁目4番5号

代表者の氏名及び住所

氏 名 泉 五郎

住 所 仙台市〇〇区〇〇町四丁目5番6号

認可地縁団体の合併の認可申請書

地方自治法第260条の39第3項の規定により、合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

〇合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）に関する事項

- ・合併後の認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 〇〇〇町内会
所在地 仙台市〇〇区〇〇町二丁目3番4号
- ・合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
氏 名 太白 四郎
住 所 仙台市〇〇区〇〇町二丁目3番4号
- ・合併により消滅する認可地縁団体の名称
名 称 〇〇〇自治会

(別添書類)

- 1 合併後の認可地縁団体の規約
- 2 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- 3 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- 4 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- 5 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- 6 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 仙台市長

認可地縁団体甲

合併しようとする認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 〇〇〇町内会

所在地 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号

代表者の氏名及び住所

氏名 太白 四郎

住所 仙台市〇〇区〇〇町二丁目3番4号

認可地縁団体乙

合併しようとする認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 〇〇〇自治会

所在地 仙台市〇〇区〇〇町三丁目4番5号

代表者の氏名及び住所

氏名 泉 五郎

住所 仙台市〇〇区〇〇町四丁目5番6号

合併に係る債権者保護手続終了届出書

地方自治法第260条の40並びに第260条の41第1項及び第2項の規定による手続が終了したので、同条第3項の規定により、別添書類を添えて届け出ます。

(別添書類)

- ・地方自治法第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類

認可地縁団体印鑑登録申請書

(あて先) 仙台市長

〇〇年〇〇月〇〇日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 長町 之内 印会 </div> </div>	認可地縁団体の名称	〇〇〇町内会
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号
	登録資格	代表者
	氏名	宮城野 二郎 印 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
	住所	仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号

代理人 氏名 宮城野 二郎

(注意事項)

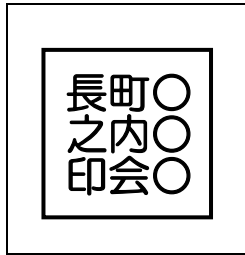
- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録を受けようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出して下さい。
- 3 氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともにその個人印鑑の印鑑登録証明書を添付して下さい。
- 4 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

(あて先) 仙台市長

〇〇年〇〇月〇〇日

廃止しようとする
認可地縁団体印鑑



認可地縁団体の名称	〇〇〇町内会
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号
登録資格	代表者
氏名	宮城野 二郎 印 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止の理由 亡失
 破損
 上記以外の理由 ()

申請者 本人 住所 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号
 代理人 氏名 宮城野 二郎

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を亡失された場合には、本市において登録されている個人の印鑑を押印するとともに、その個人印鑑の印鑑登録証明書を添付して下さい。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。

印鑑様式4 (記入例)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

(あて先) 仙台市長

〇〇年〇〇月〇〇日

登録されている 認可地縁団体印鑑 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 長町〇 之内〇 印会〇 </div> </div>	認可地縁団体の名称 〇〇〇町内会
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号
	登録資格 代表者
	氏名 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">宮城野 二郎</div> 印 生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書 〇 枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所 仙台市〇〇区〇〇町一丁目2番3号

代理人 氏名 宮城野 二郎

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続きして下さい。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は精算人のいずれかを記載して下さい。

[町内会規約作成例]

〇〇町内会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、〇〇町内会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域住民の親睦を図りながら次に掲げる事業を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努め、もって、住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。

- (1) 会員相互の連絡に関する事
- (2) 区域内の清掃・美化など環境整備に関する事
- (3) 集会施設その他の資産の維持管理、運営に関する事
- (4) 福利、厚生に関する事
- (5) 防火、防災、防犯及び交通安全に関する事
- (6) 文化、体育、レクリエーション等に関する事
- (7) その他目的達成に必要な事

(区域)

第3条 本会の区域は、次のとおりとする。

[住居表示を実施している区域の場合]

仙台市〇〇区〇〇町〇丁目全域及び〇×町〇丁目〇番〇号から×番×号までの区域

[住居表示の未実施区域の場合]

仙台市〇〇区〇〇町字〇〇の区域及び字××の〇番地から×番地までの区域

(主たる事務所)

第4条 本会は、主たる事務所を仙台市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

[主たる事務所を会長宅に置く場合]

本会の主たる事務所は、会長宅に置く。

第2章 会員及び賛助会員

(会員及び賛助会員)

第5条 第3条に定める区域内に住所を有する個人は、全て本会の会員となることができる。

2 本会は、正当な理由がない限り、第3条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、本会の賛助会員になることができる。

(入退会及び資格喪失)

第6条 本会に入会しようとする者又は本会を退会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

2 会員が退会したとき、死亡したとき及び第3条に定める区域外に住所を移したときは、会員の資格を喪失する。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会員に特別な事情がある場合は、会費を減免することができる。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 庶務 ○名
- (4) 会計 ○名
- (5) 専門部長 ○名
- (6) 監事 ○名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

(役員の仕事)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 庶務は、会務を記録し、会の内外への連絡、広報などを行う。

4 会計は、本会の会計事務を処理し、必要な書類を管理する。

5 専門部長は、各専門部を代表し、専門の業務を行う。

6 監事は、次の職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求すること

(任期)

第10条 役員の仕事は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期满后でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行わなければならない。

第4章 組織

(専門部)

第11条 本会に、次の専門部を置く。

- (1) ○○部
- (2) ○○部
- (3) ○○部

(班)

第12条 本会の運営を円滑に行うため班を置く。

2 各班では、会員の中から班長を選出する。

(連合組織)

第13条 本会は、広域的問題に対処するため、町内会・自治会の連合組織に参加する。

第5章 総 会

(種別)

第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、総会員の5分の1以上の会員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、又は、監事から第9条第6項第4号の規定による請求があったときに開催する。

(権限)

第15条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3) 資産及び会費に関する事項
- (4) 役員を選任に関する事項
- (5) 規約の改正に関する事項
- (6) その他重要事項

(招集)

第16条 総会は、会長が招集する。ただし、第9条第6項第4号の規定によるときは、監事が招集することができる。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の5日前までに文書又は電磁的方法をもって通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(成立要件)

第18条 総会は、会員をもって構成し、会員の過半数の出席で成立する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(会員の表決権)

第20条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録等)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した会員の中からその会議において選任された議事録署名人が議長とと

もに署名又は記名押印しなければならない。

第6章 役員会

(構成及び権限)

第23条 役員会は、役員(監事を除く。以下この章において同じ。)をもって構成する。

2 役員会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(招集)

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき、又は役員のお分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに会長が招集する。

(議長)

第25条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(成立要件、議決等)

第26条 役員会は、役員のお半数の出席をもって成立する。ただし、やむを得ず出席できないため委任状を提出した役員については、出席者数に加えるものとする。

- 2 役員会の議事は、出席した役員のお半数をもって決する。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 3 役員会の議事については、第22条の規定を準用し議事録を作成するものとする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決により定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の収支予算は、会計年度内における全ての収入及び支出の予定を計上し、総会の議決により定める。

- 2 収支決算は、毎会計年度終了後3月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第31条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日より始まり、翌年〇月〇日に終わる。

第 8 章 規約の変更

(規約の変更)

第 32 条 この規約を変更するときは、総会において出席した会員の4分の3以上の同意を得、かつ、仙台市長の認可を受けなければ変更することができない。

第 9 章 雑 則

(備付け帳簿及び書類)

第 33 条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 認可及び登記等に関する書類
- (5) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類並びに財産目録その他の資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第 34 条 この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

この規約は、○年○月○日から施行する。

地方自治法

- 第 260 条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。
- 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項
- 4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- 5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- 6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7 第1項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第 10 項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- 13 認可地縁団体は、第 10 項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び同項の規定に

基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。

- 14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- 15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- 16 認可地縁団体は、法人税法(昭和40年法律第34号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに)」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第3項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。
- 17 認可地縁団体は、消費税法(昭和63年法律第108号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。
- 第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。
- 2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。
- 第260条の5 認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。
- 第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。
- 第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
- 第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。
- 第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。
- 第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。
- 第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。
- (1) 財産の状況を監査すること。
 - (2) 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第 260 条の 13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第 260 条の 14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第 260 条の 15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

第 260 条の 16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

第 260 条の 17 認可地縁団体の総会においては、第 260 条の 15 の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 260 条の 18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規程による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第260条の19の2において同じ。)により表決することができる。

4 前3項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第 260 条の 19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第 260 条の 19 の 2 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

2 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

3 この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

4 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第 260 条の 20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 規約で定めた解散事由の発生
- (2) 破産手続開始の決定
- (3) 第 260 条の 2 第 14 項の規定による同条第 1 項の認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。
- (6) 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)

第 260 条の 21 認可地縁団体は、総構成員の4分の3以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第 260 条の 22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもって完済ができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第 260 条の 23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第 260 条の 24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第 260 条の 25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第 260 条の 26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第 260 条の 27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第 260 条の 28 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第 260 条の 29 前条第1項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第 260 条の 30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第 260 条の 31 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前2項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第 260 条の 32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第 260 条の 33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第 260 条の 34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する

地方裁判所の管轄に属する。

- (1) 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- (2) 解散及び清算の監督に関する事件
- (3) 清算人に関する事件

第 260 条の 35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第 260 条の 36 裁判所は、第 260 条の 25 の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かななければならない。

第 260 条の 37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第 260 条の 38 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第 260 条の 39 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議は、総構成員の4分の3以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第 260 条の2第2項及び第5項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を減に」と読み替えるものとする。

第 260 条の 40 認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かななければならない。

2 認可地縁団体は、前条第3項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は2月を下ることができない。

第 260 条の 41 債権者が前条第2項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

3 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前2項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市長村長に届け出なければならない。

第 260 条の 42 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第 260 条の 43 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務(当該認可地縁団体が行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第 260 条の 44 市長村長は、第 260 条の 41 第 3 項の規定による届出があったときは、当該届出に係る合併について第 260 条の 39 第 3 項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

2 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

3 合併により設立した団体は、第 1 項の規定による告示の日において認可地縁団体になったものとみなす。

4 第 1 項の規定により告示した事項は、第 260 条の 2 第 10 項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。

5 第 260 条の 4 第 1 項の規定は、第 1 項の規定による告示があった場合について準用する。

第 260 条の 45 市長村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 260 条の 39 第 3 項の認可を取り消すことができる。

(1) 第 260 条の 39 第 3 項の認可をした日から 6 月を経過しても第 260 条の 41 第 3 項の規定による届出がないとき。

(2) 認可地縁団体が不正な手段により第 260 条の 39 第 3 項の認可を受けたとき。

2 前条第 1 項の規定による告示後に前項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定により第 260 条の 39 第 3 項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併とした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して責任を負う。

3 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。

4 前 2 項に規定する場合には、各認可地縁団体の第 2 項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によって定める。

第 260 条の 46 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 2 条第 10 号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であるもの(当該認可地縁団体によって、10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

(1) 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

(2) 当該認可地縁団体が当該不動産を 10 年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有していること。

(3) 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

(4) 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

2 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行った認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第 5 項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該

市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、3月を下ってはならない。

- 3 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかったときは、第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があったものとみなす。
- 4 市町村長は、前項の規定により第1項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第2項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったことを証する情報を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に提供するものとする。
- 5 第2項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第1項の規定により申請を行った認可地縁団体に通知するものとする。

第 260 条の 47 不動産登記法第 74 条第1項の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第 18 条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第1項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

2 不動産登記法第 60 条の規定にかかわらず、前条第4項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第1項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第 260 条の 48 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成 23 年法律第 51 号)により、50 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 260 条の 22 第2項又は第 260 条の 30 第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。
- (2) 第 260 条の 28 第1項又は第 260 条の 30 第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- (3) 第 260 条の 40 第1項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- (4) 第 260 条の 40 第2項又は第 260 条の 41 第2項の規定に違反して、合併をしたとき。

地方自治法施行規則

第 18 条 地方自治法第 260 条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- (1) 規約
- (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- (3) 構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 申請者が代表者であることを証する書類

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第 18 条の2 地方自治法第 260 条の 39 第4項において準用する同法第 260 条の2第2項に規定

する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長にたいし行うものとする。

- (1) 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体(以下「合併後の認可地縁団体」という。)の規約
- (2) 地方自治法第260条の39第3項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
- (3) 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
- (4) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域由来な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
- (5) 合併しようとする各認可地縁団体の規約
- (6) 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類

第19条 地方自治法第260条の2第10項(土地改良法(昭和24年法律第195号)第76条の13第4項及び森林組合法(昭和53年法律第36号)第100条の22第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第260条の2第1項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
 - ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 認可年月日
- (2) 土地改良法第76条の13第3項の通知があった場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所
 - ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
 - ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
 - チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
 - リ 土地改良法第76条の12第2項第5号の日又は同法第76条の13第1項の認可を受けた日のいずれか遅い日
- (3) 森林組合法第100条の22第3項の通知があった場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
 - ニ 主たる事務所
 - ホ 代表者の氏名及び住所

- へ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト 代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第 100 条の 20 第 2 項第 7 号の日又は同法第 100 条の 22 第 1 項の認可を受けた日のいずれか遅い日

(4) 解散した場合(破産及び合併による場合を除く。)

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- へ 解散年月日

(5) 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 清算終了年月日

(6) 前2号の場合並びに破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があった場合
告示した事項のうち変更があった事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第 20 条 地方自治法第 260 条の 2 第 11 項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があった旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第 21 条 地方自治法第 260 条の 2 第 12 項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、第 19 条及び第 22 条の 2 の 4 に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があったときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条 地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条の 2 地方自治法第 260 条の 18 第 3 項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

- イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使

用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

第22条の2の2 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第260条の19の2第1項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

3 第1項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があったときは、地方自治法第260条の19の2第1項に規定する決議を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第1項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第22条の2の3 地方自治法第260条の41第3項の規定による届出は、届出書に同報第260条の40第2項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第260条の41第2項によりその債権者に対し弁済し、もしくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併してもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

2 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第22条の2の4 地方自治法第260条の44第1項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 合併後の認可地縁団体の名称

(2) 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的

(3) 合併後の認可地縁団体の区域

(4) 合併後の認可地縁団体の主たる事務所

(5) 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所

(6) 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)

(7) 合併後の認可地縁団体の代理人の有無(代理人がある場合は、その氏名及び住所)

(8) 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由

(9) 地方自治法第260条の39第3項の認可の年月日

(10) 合併前の各認可地縁団体の名称

(11) 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第22条の2の5 地方自治法第260条の46第1項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

(1) 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産(以下「申請不動産」という。)の登記事項証明書

(2) 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

(3) 申請者が代表者であることを証する書類

(4) 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条の3 地方自治法第 260 条の 46 第2項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 地方自治法第 260 条の 46 第1項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
 - (2) 前条第2項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
 - (3) 申請不動産の所有権の移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者(以下「登記関係者等」という。)である旨
 - (4) 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
- 2 前項の広告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- 3 前項申出書の様式は、別記のとおりとする。

第 22 条の4 地方自治法第 260 条の 46 第4項に規定する証する書類の情報の提供は、前条第1項第2号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第 25 条の5 地方自治法第 260 条の 46 第5項に規定する通知は、第 22 条の3第2項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

[別記略]